

厚生大臣

宮下創平 様



1998年11月9日

高齢社会をよくなる女性の会

樋口 恵子 (代表・執筆委員)

沖藤 典子 (理事・執筆委員)

袖井 孝子 (理事・執筆委員)

林 慶子 (理事・執筆委員)

運営委員会 一同

年金改正について 女性と年金の将来構想に関する要望書

国民の3分の1が65歳以上となる日が50年後にやってきます。こうした超高齢社会においてこそ、年金の安定したシステムは、すべての世代にとって、安心して自己実現を目指す創造的社會の基盤となります。

それは、どのような社会においても、また現在の動向を踏まえて未来を展望したときにも、個人の人生における選択の自由を妨げない、中立的で公平な制度です。

この11月4日、男女共同参画審議会（総理府）は男女共同参画社会基本法の制定を総理大臣に答申し、次期国会で審議されることになりました。この男女共同参画社会基本法についての答申には、「第4回世界女性会議を主な契機として国際連合や先進諸国で男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しの取り組みが進められており、わが国でも同様の取り組みが必要である」と記されています。年金制度見直しに際して、男女共同参画社会実現の視点から検討し新たなビジョンを構築することは、国際的・国内的に時代の必然です。

私たち「高齢社会をよくなる女性の会」は、1985年、第3号被保険者制度が「女性の年金権確立」の美名のもと導入される改正に際し、女性の自立と平等を基礎とした視点から要望書を提出して、疑問を投げかけてきました。（別添、昭和59年2月付要望書参照）

その後約15年が経過しましたが、女性の年金権を、被用者たる夫との関係で定める第3号被保険者制度は、ますます不公平と矛盾を露呈し、年金制度全体に悪影響を及ぼしています。同時にこの15年間の急激な高齢化への対応を困難にし、歪みを大きくしています。

にもかかわらず、今回の審議会は、多くの有識者・女性から提起されたこの問題を先送りし、「検討会」を設置して討議を続行することになりました。この問題は将来の社会保障全体の構想にかかわる重大な問題を含んでいます。

どうか早急に、以下私ども「高齢社会をよくなる女性の会」の要望を取り入れ、ご検討くださるようお願い申し上げます。

I 世帯単位から個人単位への年金制度の改正を

1. 世帯単位の年金制度は、女性の経済的自立を妨げます。

世帯単位の年金制度は女性の低賃金を固定化し、就労上の女性の地位を向上させない役割を果たします。「第3号被保険者」は年金上の専業主婦の立場を維持するために、一定以上の収入を獲得しないよう就業時間や就業日数を制限する女性が多く、女性の経済的自立を妨げ、夫と妻の性別役割分業の固定化をもたらすものです。

2. 「1人1年金」の原則に反しています。

被用者（サラリーマン）の無業の妻は、夫が支払う社会保険料によってカバーされ、自分で保険料を支払うことなしに、基礎年金を受け取ることができます。これは1人分の保険料で2人分の年金が支払われることになります。つまり、「1人2年金」ということになり、「1人1年金」の原則に反することです。

3. 年金制度としての一貫性を欠いています。

国民年金は個人単位です。被用者年金である共済年金や厚生年金が世帯単位であることは年金制度として一貫性を欠いています。

4. 世帯単位では「専業主婦」の無年金者を防げません。

自営業の主婦なら第1号被保険者として必ず保険料を納入する義務があります。夫婦の形態が年齢差を含めて多様化、夫の就労事態もまた多様化、不安定化を加えている現在、夫がすべての指標となる妻の立場は、無年金となる危険に満ちています。

II 配偶者に左右されない年金制度を

1. 夫についていく年金渡り鳥はごめんです。

女性は夫の有無、死別か離別か、夫が被用者であるか、自営業者であるかなど夫の就業別、年齢別などによって、自分の年金上の立場が決められます。いわば「年金渡り鳥」。私たちは女性自身の選択によって、年金を含めた長い人生を渡っていきたいと願います。

2. 夫と死別した「共働き妻」の保険料はどこへ消えるのですか。

夫と死別した女性は自分自身の年金か夫の遺族年金を選択しなければなりません。多くの女性は低賃金・短期雇用のため、夫の遺族年金を選択することになります。その場合には、自分が払った保険料は全く生かされないのです。

3. 私たちは夫の位牌の「濡れ落ち葉」妻にはなりたくありません。

現在の遺族年金制度は、日本の結婚制度を歪めます。遺族年金を受け取る女性には老婚の自由がありません。好きな男性と共に住む事実婚であっても同一生計保持の原則とやらで遺族年金を差し止められてしまうのです。それを恐れて、遺族年金受給女性は、身も心も夫の位牌の濡れ落ち葉のように生きなければなりません。これを文字どおり「金縛り」と言います。

4. 遺族年金制度は次世代に引き継がれかねません。

高い年金を受給する男性が妻に死別した場合、遺族年金と引き換えに介護を期待して、一世代年齢の若い妻と再婚する場合があります。多くの場合、女性が平均的職場で働き続けたよりも高額な遺族年金が支払われ、年金支払い額は世代にまたがる前妻・後妻の2人に支払われることになります。1人の男性の保険料でこれは支払い過剰ではありませんか。

5. 年金制度は女性から離婚の自由を奪っています。

離別の場合、かつてのように無年金になることはなくなりましたが、受け取ることができるのは、基礎年金部分のみです。年金が少なくなることを恐れて離婚に踏み切れない女性もあり、現在の年金制度は離婚の自由に歯止めをかけるものです。

6. なぜ離婚時の年齢で加給年金の有無が決まるのですか。不幸な結婚の辛抱料ですか。

配偶者加給年金は、65歳以上で離婚した場合には付きますが、65歳未満で離婚した場合にはカットされます。保険料の支払いは所得に応じて支払われるのに対して受け取り段階では配偶者の有無や65歳以上の離婚であるか否かによって受給額に差が生じてきます。

III 第3号被保険者（サラリーマン専業主婦）の今後のあり方について

1. 女性の労働力活用こそ高齢社会に必然の未来です。

年金制度を維持する決定的要素は保険料負担側と年金受給者側とのバランスです。今や先進国中で類を見ない日本名物M字型曲線（女性労働力率）こそ、最大の解決の鍵になります。

世界先進国中でも低いM字型の谷間、30代の女性にとって、仕事と家庭の両立をはかれ

る政策を立て保険料を担う側に入ってもらふことです。そのような少子化対策なら賛成です。

雇用されて働く女性の3分の2が既婚女性であり、専業主婦といわれる人の大部分がなんらかの収入を得ていることを考えると、もはや収入を抑えていわゆる専業主婦を無収入とみなすわけにはまいりません。いわゆる「103万円」の壁を撤廃して、女性たちが高所得をめざし、所得に応じて保険料を徴収すべきです。

2. 「収入なければ徴収できず」というわけではありません。

85年の年金制度改革以前に、専業主婦の約7割が国民年金に任意加入していました。今後は専業主婦からも保険料を徴収すべきでしょう。収入のない者から徴収できないという反対意見がありますが、現在収入のない学生から徴収していることを考えると、この論理は成り立ちません。

3. 無収入の主婦には年金のポータブル化で対応。要は、夫が離婚の痛みを分かち合えばよいのです。

全く無収入の妻の場合には、夫の年金の一定割合を妻の分とみなし、死別や離別の際には、その部分を受け取るという方法があります。これは、ドイツで実施されている方法であり、離婚の際には、自分の持ち分を取得できるという点で、年金のポータブル化をはかることになります。

4. 専業主婦が得なのではありません。現行制度で得しているのは専業主婦をもつ夫を雇用する企業です。

雇い主は被用者の保険料の半分を負担しています。被用者の中に「みなし専業主婦」たるパート・臨時が多ければ、それだけ雇用主の負担は減ります。同一企業の中に正規の共働きが増えればそれだけ企業の保険料負担は殖える勘定です。でもこうした目先の損得勘定が、少子化につながる社会を形成したのではありませんか。

5. 夫と妻の配分を見直す解決策もあります。

夫が支払う保険料の一定割合を妻の分とみなすことについては、働いていない妻の保険料まで企業が負担する必要があるのかという反対意見もあります。しかし、旧来の企業や男性の論理からみても妻の内助の功のおかげで夫が働けるのですから、妻の部分についても企業が責任を持つのは当然でしょう。ただし、一定割合を妻分とみなすからといって、保険料を倍増する必要はありません。妻が働かなくてもいいほどの収入を得ている夫であれば、当然高い収入を得ているはずですから、保険料も高く、それを夫婦で分割すればよいのです。したがって、企業の負担が重くならない方法もあります。

IV 育児・介護・看護は年金制度に反映を

育児・看護・介護のために職場を去らねばならない女性は少なくありません。退職し家庭で乳幼児、病人、要介護高齢者などの世話をしている期間の男女に対し、年金加入期間とみなし、その保険料は公費で賄うことを提案いたします。

V 遺族年金制度の見直しを

1. なぜ高収入の妻を年金制度は罰するのですか。

現行の制度では、夫と死別した時点で妻に850万円以上の年収があれば、遺族年金は支払われません。その翌年から妻が無収入になっても、権利は回復できないのです。その一方で、死別時の年収が850万円未満であれば、その翌年に1000万円の年収があっても年金は支払われます。これはあまりにも画一的であり、端的にいつてヘンではありませんか。夫が生きていた間に高収入であったことへの懲罰のようなものです。本人の年金には原則として、所得による制限はありませんし、あったとしても年齢が上がると制限が外されます。遺族年金の受給制限はあまりにも画一的です。遺族年金については、所得の変動に応じて変更することが必要です。

2. 将来は男女平等の実現によって遺族年金解消を視野に。

将来、職場における男女平等が達成され、年金のみでなく賃金も健康保険などあらゆる社会保険もすべて個人単位になった場合には、現在のスウェーデンのように、遺族年金そのものを廃止するという事も考えられます。

VI 基礎年金は税で負担を

1. 財源について合意形成のため国民的論議を

基礎年金部分については、税金で負担するようにします。ある意味で全国民を第3号被保険者化することです。問題は財源です。財源をどこに求めるかについては、国民の合意を得ることが必要です。

消費税をあてる場合には一律に増税するのではなく食料や日用品などの生活必需品は除外するといった配慮を望みます。

2. 公的年金は公的運営を維持してください。

報酬比例部分については、個人が運用方法を選択するという意見もあります。しかし運用に失敗して老後生活の安定が失われるというリスクを考えると、やはり公的年金制度は維持すべきです。個人の選択によるリスク負担はあくまでも私的保険の領域です。

以上

〈運営委員〉 (50音順)

石毛 鉄子 (衆議院議員)	筒井 圭子 (保険代理店経営)
井上 由美子 (研究者)	富山 稔子
沖藤 典子 (ノンフィクション作家)	中村 朝子
加藤 真理	中村 雪江 (群馬社会福祉短期大学教授)
金森 トシエ (フリー・ジャーナリスト)	野中 文江 (編集者)
貴島 操子	浜田 利 (武蔵村山市役所母子女性相談員)
木村 民子 (フリー・ライター)	林 慶子 (団体役員)
木間 昭子 (団体職員)	樋口 恵子 (東京家政大学教授)
駒野 陽子	松村 満美子 (ジャーナリスト)
白井 千賀子 (社会福祉士)	望月 幸代 (企画会社経営)
袖井 孝子 (お茶の水女子大学教授)	谷嶋 陽子 (カウンセラー)
高野 逸子 (生命保険文化センター)	(事務局)
高見澤たか子 (ノンフィクション作家)	新井 倭久子
田辺 敬子 (総合文化情報科学研究 センター教授)	長井 照子

〈連絡先〉 高齢社会をよくする女性の会

〒160-0022 新宿区新宿2-9-1-802

TEL 03-3356-3564 (月・水・金)

FAX 03-3355-6427